

議会運営委員会協議事項

令和5年12月5日（火）

午前9時30分

会場：取手市議会議場

1. 議案の付託について

2. その他

議案付託表

令和5年第4回定例会

○総務文教常任委員会

事件の番号	件名
議案第54号	取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
議案第55号	取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第56号	取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第57号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
議案第60号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）

○福祉厚生常任委員会

事件の番号	件名
議案第60号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）
議案第62号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第63号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第64号	令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○建設経済常任委員会

事件の番号	件名
議案第58号	市道路線の認定について
議案第60号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）
議案第61号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 65 号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例（昭和 48 年条例第 32 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 12 月 5 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年 1 月から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が講じられることを踏まえ、本市においても同様の措置を講ずるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)である第1子がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児である第1子につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては,その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は,当該被保険者均等割額から,次の各号に掲げる区分に応じ,それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ,次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,150円</u></p> <p>イからエまで (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ,次に定める額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,500円</u></p> <p>ウ及びエ (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)である第1子がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児である第1子につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては,その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は,当該被保険者均等割額から,次の各号に掲げる区分に応じ,それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ,次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,100円</u></p> <p>イからエまで (略)</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ,次に定める額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>5,000円</u></p> <p>ウ及びエ (略)</p>

方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る

基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る

基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る

後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る

後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第

7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条の2 (略)

(出産被保険者に係る届出)

第23条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければな

第23条の2 (略)

らない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第21条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 この条例（第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議員提出議案第3号

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を別紙のとおり，取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出
する。

令和5年12月5日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

提出者	取手市議会議員	結 城	繁
〃	〃	山野井	隆
〃	〃	細 谷	典 男

提案理由

議員の期末手当については特別職である市長等の例によるとされているが，二元代表の一翼である市議会議員は市長とは区別する必要があることから，期末手当の額等について議員報酬条例に直接規定するとともに，人事院の勧告等を踏まえた期末手当の増額を行わず据え置くため，本条例の一部を改正するものです。

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(期末手当)</u></p> <p><u>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対し、期末手当を支給する。基準日前1か月以内に死亡した者についても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、死亡した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 6か月 100分の100</u></p> <p><u>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</u></p> <p><u>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</u></p> <p><u>(4) 3か月未満 100分の30</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する期末手当の支給方法については、一般職の職員に支給する給与の例による。</u></p>	<p><u>(期末手当)</u></p> <p><u>第5条 議長、副議長及び議員の期末手当の額並びに支給条件、支給方法及び支給期日については、取手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第85号)の適用を受ける市長等の例による。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職しない議長、副議長及び議員(これらの日前1か月以内に死亡した者を除く。)に対しては、期末手当を支給しない。</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。